

横浜市記者発表資料

令和7年10月15日
(令和7年11月29日更新)
資源循環局事業系廃棄物対策課

一般廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、一般廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

1 停止対象許可

一般廃棄物収集運搬業許可

2 処分内容

事業の全部停止（令和7年10月15日から11月28日までの45日間）

3 根拠法令

法第7条の2第1項

法第7条の3第1号

4 処分理由

- (1) 産業廃棄物積替え保管場所において、横浜市長の許可を受けずに事業の範囲を変更し、一般廃棄物の積替え保管行為を行った。このことは、法第7条の2第1項に違反するため。
- (2) 許可なく一般廃棄物の収集運搬を行った事業者から一般廃棄物を受け入れた。このことは、法第7条の3第1号に該当するため。

<参考>

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。
ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

お問合せ先

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 田島 穎之 Tel 045-671-2526